

省エネ診断受診費補助（中小企業者向け）

2050年ゼロカーボン達成に向けて、中小企業者の省エネ診断受診に係る診断費用の一部を補助します。



削減効果の一例

約440,000円／年

※設備投資不要の運用改善（空調電力量の削減等）による市内の事例




受付期間：令和6年6月17日(月)～令和7年2月28日(金)
※先着順、予算上限に達した時点で受付終了します（早期終了あり）。

●省エネ診断受診費補助金 診断の**受診後**に申請書兼実績報告書を提出

事業所・工場等のエネルギー使用状況・設備の運転状況を調査し、効果的な省エネ提案が受けられます。この診断費用は、国の補助（9割）により安価に診断が受けられるものです。

省エネ診断受診費 補助上限額 **1万1千円**

○補助の対象となる省エネ診断

診断名	省エネ最適化診断	省エネクイック診断	省エネ診断
診断実施	(一財)省エネルギーセンター	登録診断機関	省エネお助け隊
詳細 (QRコード)			

国の補助後の金額です。

省エネ診断の受診後の申請により、当該設備の更新に係る費用の一部を補助します！

●脱炭素社会推進事業補助金 対象設備の**設置前**に申請書を提出

省エネ診断の受診後、申請により「高効率空調設備」及び「高効率照明機器」の設置費用を補助します。

高効率空調設備 補助上限額 **40万円**

高効率照明機器 補助上限額 **40万円**



○脱炭素社会推進事業補助金

高効率空調設備・高効率照明機器の補助を受けるためには、対象設備の設置前に補助金の申請が必要です。詳細は右のQRコードをご確認ください。

